

議案第92号

三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年11月24日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（期末手当） 第4条 町長等の期末手当の額は、給料月額 の100分の120に相当する額に三朝町職 員の給与に関する条例（昭和28年三朝町 条例第25号）の適用を受ける職員（以下 「一般職の職員」という。）の例により 一定の割合を乗じて得た額とする。ただ し、同条例第19条第2項中「100分の 122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100 分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」と する。	（期末手当） 第4条 町長等の期末手当の額は、給料月 額の100分の120に相当する額に三朝町職 員の給与に関する条例（昭和28年三朝町 条例第25号）の適用を受ける職員（以下 「一般職の職員」という。）の例により 一定の割合を乗じて得た額とする。ただ し、同条例第19条第2項中「100分の 122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100 分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」と する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

